

告 示

埼玉県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、
本庄北部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届
出があった。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

職 名	氏 名	住 所
理 事	高 橋 武	埼玉県本庄市久々宇百六十番地一